

令和6年度 教育委員会 第4回定例会 議案

- 1 日 時 令和6年6月5日(水) 午後1時30分
- 2 場 所 教育委員会議室
- 3 日 程
- (1)開 会
- (2)議案

<非>第1号議案 令和6年6月県議会定例会に提出する議案 … 非

- (3) 報告事項
- (4) 閉 会

静岡県教育委員会

<非>第5号議案

令和6年6月県議会定例会に提出する議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 29 条の規定に基づき、下記議案に同意する。

令和6年6月5日

静岡県教育委員会教育長

記

(条例案)

1 静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(その他の議案)

- 2 県有財産の取得について(教育総合ネットワークシステム校務用コンピュータ)
- 3 損害賠償請求事件の和解について

(条例案)

1 静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

教育総務課

応急防災等作業を支給対象業務に追加することに伴い、特殊勤務手当を新設 するものである。

(1) 改正の概要

応急防災等作業手当の新設

対象業務	手当額	加算措置		
N 多未伤	通常時	大規模災害	加 昇 拍 围	
被災自治体に派遣 されて行う連絡調 整又は避難所運営 の作業	日額 710 円	日額 1,080 円	作業が深夜におい て行われた場合、 100分の50に相当	
上記作業に相当す ると人事委員会が 認める作業	日額 1,080 円を超え ない範囲で人事委員 会が定める額		する額を加算して 支給	

(2)施行期日

公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

(その他の議案)

2 県有財産の取得について(教育総合ネットワークシステム校務用コンピュータ)

教育DX推進課

学校のICT化を推進するために導入したコンピュータを更新するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年静岡県条例第18号)第3条の規定により、議決を求めるものである。

名称	財 産 の 概 要	取得予定価格
教育総合ネットワーク システム校務用 コンピュータ	ノート型パソコン(県立学校の教職員用) 8,219 台 富士通社製 13.3 型	円 886, 008, 200

3 損害賠償請求事件の和解について

経済産業部産業革新局エネルギー政策課教育委員会事務局教育施設課

(1)要旨

県は、平成30年9月30日から10月1日にかけて本県に接近した台風第24号の影響で、静岡県立駿河総合高等学校屋上に設置した太陽光パネルが飛散し、校舎などに被害が発生した原因は、当該設備により発電事業を実施したELJソーラーコーポレーション株式会社の設計または施工の瑕疵によるものであるとして、令和2年12月23日、損害賠償を求める訴訟を静岡地方裁判所に提起し、以降、口頭弁論等を行ってきたところである。

今般、令和6年5月24日に静岡地方裁判所から和解勧告があったことから、これを受け入れ、当該事件における民事上の一切の解決を図るため、和解についての議決を求めるものである。

(2)内容

県は、静岡県立駿河総合高等学校における太陽光パネル飛散事故による損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

和解の相手方の住所、氏名	愛知県名古屋市名東区姫若町3番地の2 KTCビル5階 ELJソーラーコーポレーション株式会社 代表取締役 新井 裕治
和解事項	・ELJソーラーコーポレーション株式会社は、和解金として、県に対し金16,000,000円の支払義務があることを認める。 ・県は、ELJソーラーコーポレーション株式会社が、本件事故について、ガラス交換、パネル撤去等の補修工事を行ったことを確認する。 ・今後、本件について、裁判上、裁判外においても、いっさいの請求を行わない。
事件の概要	平成30年9月30日から10月1日にかけて発生した静岡県立駿河総合高等学校の太陽光パネル飛散事故において、県が被った損害金の支払いを求めたものである。

第4回定例会 報告事項

番号	項目	Page		
配付 報告 1	令和5年度公務災害及び通勤災害の現況			
<非> 配付 報告2	令和6年6月県議会定例会に報告する案件			

(件 名)

令和5年度 公務災害及び通勤災害の現況

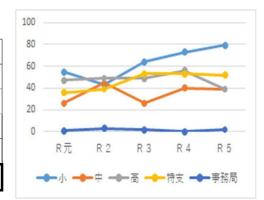
(教育厚生課)

1 公務災害の発生状況 ※ 政令市を除く

(1) 申請受理件数の推移

(畄石	计	٠,	仕	数))

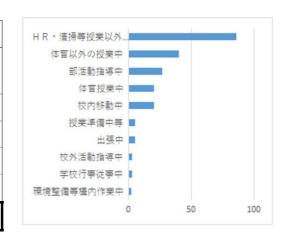
	· · / ·					1 1 29 47			
	年度	小	中	高	特支	事務局	計		備 考
	R元	55	26	47	36	1	165	内	公務外認定3件
	R 2	43	45	49	39	3	179	内	公務外認定2件
	R 3	64	26	49	53	2	194	内	公務外認定1件
	R 4	73	40	56	53	0	222	内	公務外認定6件
I	R 5	79	39	39	52	2	211	内	公務外認定3件



(2) 発生原因別件数

(単位:件数)

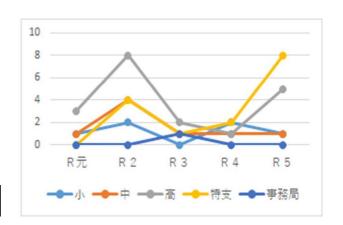
区 分	件	区 分	件
① HR・清掃等授業以外 の職務従事中	86	⑥ 授業準備中等	5
② 体育以外の授業中	40	⑥ 出張中	5
③ 部活動指導中	27	⑧ 校外活動指導中	3
④ 体育授業中	20	⑧ 学校行事従事中	3
④ 校内移動中	20	⑩ 環境整備等構內作業中	2
合		計	211



通勤災害の発生状況 ※ 政令市を除く

(単位:件数)

年度	小	中	高	特支	事務局	合計
R元	1	1	3	0	0	5
R 2	2	4	8	4	0	18
R 3	0	1	2	1	1	5
R 4	2	1	1	2	0	6
R 5	1	1	5	8	0	15



3 対 応

職場の安全衛生管理者研修等の機会を通じ、災害の発生状況に関する情報を各所属と共有することで、 災害発生の未然防止に努める。また、福利しずおかを利用し、事例及び対策を職員全体に周知する。

<非>配付報告2

(件 名)

令和6年6月県議会定例会に報告する案件

令和6年6月県議会定例会への教育委員会関係の報告案件は以下のとおり。

1 繰越明許費繰越計算書の報告について

財務課

(1) 要旨

教育委員会関係の繰越事業は3事業で、繰越明許費45億4,600万円に対し、 繰越額は29億9,606万8千円である。

(2) 繰越額等

(単位:千円)

款項	事業名	事業内容	繰越 明許費	繰越額	理由	完了 予定 年月
11 款 教育費	教育管理費	教職員住宅整備 費	43,000	0	教職員住宅解体工事 において、地下障害物 の撤去が想定より早 く完了したこと、解体 工事後の工損調査の 申し出がなかったこ とによる	R6. 3
到 2 項 音 要 量		県立学校等修繕 費	270,000	194, 074	修繕・更新工事において、材料(ケーブル等)の納入遅延に伴い、着手にと、明の日数を調査等したこと、有害物質調査等)や工法の選択、関係機関との調整に不足の調整に不足による	R7. 3

款項	事業名	事業内容	繰越 明許費	繰越額	理由	完了 予定 年月
		県立学校等施設 整備事業費	93, 000	91, 256	中東遠・浜松地区新特別支援学校について、設計における新校日間横討に不測の間でと、学別支援を新特別支援とおいて、設計にの関係機関との調整に不測の日数を要したことによる	R6. 10
11 教 2 教員 款 費 蛋 費	教育費	県立学校等長寿 命化事業費	3, 885, 000	2, 484, 200	沼田高学にと数商東高等中不こ校島高材よた援計のを業等学校でののを業高等学障測と、田等料りこ学に決要工高学が、関連にたで、大きが、関高関系と、高学校に物日清枝等校の事務のではにたが、大高学機の沼士宮央は等し等校との事務のではにたで、高学にと数商東高学では、一個では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	R7. 2

款項	事業名	事業内容	繰越 明許費	繰越額	理由	完了 予定 年月
11 款教育7 項特援学校費	特別支援 学校管理 費	特別支援学校管 理運営費	4,000	3, 900	国の補正予算に伴い 県の2月補正予算に 計上した事業であり、 年度内の事業完了が 困難なことによる	R7. 3
		国際バカロレア 教育導入推進事 業費	13, 000	0	設計業務委託の進捗 により建物配置が想 定よりも早く決定さ れたことによる	R6.3
11 款 教 育 項 校 育 費	高校教育費	演劇教育導入推 進事業費	38,000	22, 793	発注に際して明リンででは、 でリンででは、 を行ったところ、 が一ブル及び無期がると でいて、 が判明したことに よる というとに れるとに よる	R6. 10
		D X ハイスクー ル推進事業費	200,000	199, 845	国の補正予算に伴い 県の12月補正予算に 計上した事業であり、 年度内の事業完了が 困難なことによる	R7.3
	計			2, 996, 068		

2 専決処分事件の報告について(損害賠償の額の決定及び和解)

教育総務課

(1) 要旨

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和6年5月31日次のとおり専決処分したので報告する。

(2) 内容

県は、交通事故による損害賠償事件について、次のとおり損害賠償し、和 解する。

賠 償 金 額	432,662円
賠償・和解の相手 方の住所、氏名	静岡市清水区七ツ新屋 578 番地の 1 鈴木 あけみ
和解事項	今後、本件について、裁判上、裁判外においても、いっさ いの請求を行わない。
事 件 の 概 要	令和5年7月13日、県有車両が、焼津市小川3591番地の1 地先路上において、鈴木あけみ運転の車両に衝突し、損害 を与えたものである。

3 専決処分事件の報告について(損害賠償の額の決定及び和解)

教育総務課

(1) 要旨

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和6年5月31日次のとおり専決処分したので報告する。

(2) 内容

県は、交通事故による損害賠償事件について、次のとおり損害賠償し、和 解する。

賠 償 金 額	165,204円
賠償・和解の相手 方の住所、氏名	浜松市中央区入野町 10803 番地の 8 大谷 弘子
和解事項	今後、本件について、裁判上、裁判外においても、いっさ いの請求を行わない。
事 件 の 概 要	令和5年11月13日、県有車両が、浜松市中央区入野町9784番地の1において、大谷弘子運転の車両に衝突し、 損害を与えたものである。

4 専決処分事件の報告について(損害賠償の額の決定及び和解)

教育総務課

(1) 要旨

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和6年5月31日次のとおり専決処分したので報告する。

(2) 内容

県は、交通事故による損害賠償事件について、次のとおり損害賠償し、和 解する。

賠 償 金 額	207,746円
賠償・和解の相手 方の住所、氏名	島田市道悦一丁目2番8の4号 野越 啓介 同 所 野越 春菜
和解事項	今後、本件について、裁判上、裁判外においても、いっさ いの請求を行わない。
事 件 の 概 要	令和5年11月24日、県有車両が、島田市本通三丁目3番 18において、駐車中の車両(所有者 野越啓介)に接触 し、損害を与えたものである。